

公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年10月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市山上エコ交流館		
② 施設種別	文教施設 [小分類] その他（環境学習施設）		
③ 担当課名	環境施設課		
④ 開設年月日	平成28年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区山上199番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	5,117m ² （多目的広場含む）	
	構造／延床面積(m ²)	木造2階建/296m ²	
	建設費(単位:千円)	120,181(千円)	
	施設内容	山上エコ交流館（展示室・研修室・休憩室等） 多目的広場	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市山上エコ交流館条例
③ 条例に規定された設置目的	太陽光エネルギーその他の再生エネルギーの役割とその重要性について市民の理解と認識を深めるとともに、市民に憩いの場を提供することにより、地球環境の保全及び市民福祉の増進を図るため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	大規模なメガソーラー設備と太陽光・太陽熱やBDF等を利用した啓発施設の見学を通じて、市民が再生可能エネルギーに触れ・学ぶことで、再生可能エネルギーの普及啓発を図る。また隣接する多目的広場と連携し市民が集い楽しめる場を提供する。
⑤ 設置目的等の達成状況	多目的広場は、グラウンドゴルフ場として、市民に幅広く利用されており、市民の健康な生活の向上に寄与している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	火曜日～日曜日（月曜・年末年始除く）			
③ 開館時間	8時～16時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	4,996人		
	令和4年度	6,646人		
	令和5年度	5,784人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	今のところ大規模修繕の予定はない。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	3,900	3,900	3,900	3,900
		補助金等	0	0	0	0
	小計		3,900	3,900	3,900	3,900
	直接経費	維持管理費	346	430	364	380
		光熱水費	2,005	1,589	1,381	1,658
		小計	2,351	2,019	1,745	2,038
	支出合計		6,251	5,919	5,645	5,938
収支差額		-6,251	-5,919	-5,645	-5,938	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	3,900	3,900	3,900	3,900
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		3,900	3,900	3,900	3,900
支出	管理運営費	3,560	3,376	3,389	3,442
	事業費	130	130	130	130
	その他	110	100	70	93
支出合計		3,800	3,606	3,589	3,665
収支差額		100	294	311	235

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	未実施
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 2メガワットの大規模太陽光発電設備に隣接する立地から、市民に対する再生可能エネルギーの啓発場所として相応しい。また、地元住民組織の活性化や来訪者と地元民とのふれあい・憩いの場を提供している。山上最終処分場関連の地元還元施設として、地元意見も参考にしつつ検討の上建設していることから、これからも存続させる必要がある。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 当施設は敷地にある多目的広場を早朝から使用するなど、管理人の駐館時間が不規則かつ長時間となることが想定され、職員や嘱託などを配置して直営で管理すると経費がかかりすぎるため、引き続き指定管理が妥当と判断する。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募
非公募の場合	非公募とする理由 1, 設置場所が市内中心部から約40分の山間で施設周辺に人家等もないため、日常の管理や緊急時対応について地元住民であれば、効率的かつ即時対応が可能であること。また交通費等委託コストが削減できること。 2, 地元要望（多目的広場・1階休憩室等）を踏まえた施設であり、地元住民が自らの施設として認識し、施設美化の推進や市民が集いふれあう場所の提供を行うことができること。
	根拠規定 公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
	指定管理者の候補者名 山上エコ交流館管理委員会
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)